

公益財団法人京都地域創造基金 助成方針（ガイドライン）

2013 年 4 月 1 日制定

このガイドラインは、地域社会に対し、寄付の活用方針と説明責任を果たすために、助成申請及び助成金を受け取る団体が果たすべき役割や義務、地域社会への姿勢と公益財団法人京都地域創造基金（以下、京都地域創造基金）の助成理念を明確化するものである。

■助成方針・理念

- ・ 京都地域創造基金は、市民コミュニティ財団の理念をふまえ、政府・自治体や特定の企業・団体・個人から独立した存在であると同時に積極的な情報開示、透明性のある運営を行うことで、地域社会から信頼される助成財団を目指す。
- ・ 寄付という助成原資の特性と可能性をふまえ、政府や自治体、企業だけでは取り上げることが難しい地域社会の様々な課題に対して、市民性を発揮する NPO・市民活動団体等による市民・企業等の寄付でしか支えられない事業を助成先として重視する。

■姿勢・役割

「助成方針・理念」と合わせて、助成原資が地域社会の市民・企業等の寄付金、また税金をもとにした行政からの補助金等、つまり地域社会からの多様な資金・資源であることをふまえ、京都地域創造基金と助成先団体は、下記の役割・姿勢をもって取り組む。

京都地域創造基金は…

- 1、市民性と多様性を重視した公平・公正で明瞭な選考プロセスと判断基準に基づき、助成先を選定し、寄付をつなぐ。

京都地域創造基金と助成先団体は…

- 1、地域社会におけるパートナーであり支援者でもある寄付者、そして地域社会の多様なアクターとのコミュニケーションと説明責任を重視し、誠実に取り組む。
- 2、助成による支援する・されるという関係を超え、地域社会の様々な課題に対してともに取り組むパートナーであるという認識のもと、お互いに誠実に適切なコミュニケーションを取る。
- 3、地域社会からの多様な支援を受け、様々な課題解決に取り組む主体として、助成・寄付に関わる情報や書類を大切に扱い、また適正・厳重に管理する。
- 4、意志ある寄付金を財源とする助成金はその目的や趣旨に沿って大切に活用し、助成事業を通して社会的成果を生み出す最大限の努力を行う。

以上のガイドラインをふまえ、京都地域創造基金と助成先団体は助成プログラムに応じたルールや要件について覚書（確認書）を締結する。

以 上

公益財団法人京都地域創造基金 助成要件

2013 年 4 月 1 日現在

2025 年 7 月 1 日改定

■団体・個人要件

- 1、 市民の自発性と自立性に基づいた非営利の市民公益活動団体（法人格は問わない）及び個人。
- 2、 積極的に情報開示を行ない、市民や地域社会からの評価を積極的に受ける団体であること。
具体的には、助成要項で定める期限までに自団体のホームページ、内閣府 N P O 法人ポータルサイト、CANPAN など情報発信サイトの少なくとも一箇所において、過去 5 年間（事業開始から 5 年に満たない団体は、事業開始日以降直近まで）の事業報告書・決算報告書および直近の役員名簿（法令上、公開の義務のない情報を除く）を公開していること
- 3、 下記に該当しないこと
 - ・ 政治・選挙活動や宗教・特定の思想の普及を目的とする団体・個人（ただし、有形無形の文化遺産の保全等のための事業・活動の場合はこの限りではない）
 - ・ 反社会的勢力・組織の統制下にある団体・個人
 - ・ 架空の団体・個人や活動実態のない団体・個人
 - ・ 法令や条例、規則などに違反し、助成申請時点で処罰を受けている団体・個人
 - ・ 助成申請事業内容や団体信頼性に関わる内容で係争中の団体・個人

■事業・活動要件

下記のいずれにも該当しないこと。

- ・ 実現可能性のない事業・活動（関係機関等との調整や連携が不十分、など）
- ・ 既に完了している事業・活動
- ・ 個人的な活動（私益）や趣味的なサークルなどの活動
- ・ 宗教活動や政治活動、それらに類する活動（ただし、有形無形の文化遺産の保全等のための事業・活動の場合はこの限りではない）
- ・ 地域課題の解決ではなく、団体の活動 P R を目的とした事業・活動
- ・ イベント会社や他団体などへ全てを委託する事業・活動

以上を助成先要件の基本とし、助成プログラムごとにそれに応じた必要かつ詳細な要件を定めることができる。

以上